

## 新潟県条例第52号

新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																		
(経営の基本)	(経営の基本)																		
<b>第2条</b> (略)	<b>第2条</b> (略)																		
2 病院事業を遂行するため、別表第1に掲げる病院及び診療所を置き、これに附帯する事業を行うため別表第2に掲げる看護専門学校を置く。	2 病院事業を遂行するため、別表第1に掲げる病院を置き、これに附帯する事業を行うため別表第2に掲げる看護専門学校を置く。																		
(料金)	(料金)																		
<b>第4条</b> 病院又は診療所を利用する者は、その利用について料金を納めなければならない。	<b>第4条</b> 病院を利用する者は、その利用について料金を納めなければならない。																		
2～4 (略)	2～4 (略)																		
(授業料)	(授業料)																		
<b>第5条の3</b> 看護専門学校の学生は、授業料年額 <u>19万3,000円</u> を次の表に定めるところにより納めなければならない。ただし、学期の全期間にわたって休学をした場合は、当該学期分の授業料を納めることを要しない。	<b>第5条の3</b> 看護専門学校の学生は、授業料年額 <u>19万円</u> を次の表に定めるところにより納めなければならない。ただし、学期の全期間にわたって休学をした場合は、当該学期分の授業料を納めることを要しない。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 期</th><th>納 付 額</th><th>納 付 期 限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前 期</td><td>96,500円</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>後 期</td><td>96,500円</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	学 期	納 付 額	納 付 期 限	前 期	96,500円	(略)	後 期	96,500円	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 期</th><th>納 付 額</th><th>納 付 期 限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前 期</td><td>95,000円</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>後 期</td><td>95,000円</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	学 期	納 付 額	納 付 期 限	前 期	95,000円	(略)	後 期	95,000円	(略)
学 期	納 付 額	納 付 期 限																	
前 期	96,500円	(略)																	
後 期	96,500円	(略)																	
学 期	納 付 額	納 付 期 限																	
前 期	95,000円	(略)																	
後 期	95,000円	(略)																	
2 (略)	2 (略)																		
<b>別表第2</b> (第2条関係)	<b>別表第2</b> (第2条関係)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>名 称</th><th>位 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護専門学校</td><td>新潟県立十日町看護専門学校  (略)</td><td>十日町市  (略)</td></tr> </tbody> </table>	種 類	名 称	位 置	看護専門学校	新潟県立十日町看護専門学校  (略)	十日町市  (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>名 称</th><th>位 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護専門学校</td><td>新潟県立十日町看護専門学校</td><td>十日町市</td></tr> <tr> <td></td><td>新潟県立吉田病院附属看護専門学校</td><td>燕市</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	種 類	名 称	位 置	看護専門学校	新潟県立十日町看護専門学校	十日町市		新潟県立吉田病院附属看護専門学校	燕市		(略)	(略)
種 類	名 称	位 置																	
看護専門学校	新潟県立十日町看護専門学校  (略)	十日町市  (略)																	
種 類	名 称	位 置																	
看護専門学校	新潟県立十日町看護専門学校	十日町市																	
	新潟県立吉田病院附属看護専門学校	燕市																	
	(略)	(略)																	

**第2条** 新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

**別表第1** (第2条関係)

種 類	名 称	位 置
病 院	新潟県立妙高病院 新潟県立中央病院 新潟県立柿崎病院 新潟県立十日町病院 新潟県立精神医療センター 新潟県立加茂病院 新潟県立津川病院 新潟県立吉田病院 新潟県立がんセンター新潟病院 新潟県立新発田病院 新潟県立坂町病院	妙高市 上越市 上越市 十日町市 長岡市 加茂市 東蒲原郡阿賀町 燕市 新潟市 新発田市 村上市

診 療 所	新潟県立まつだい診療センター	十日町市
-------	----------------	------

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県病院事業の設置等に関する条例第5条の3第1項の改正並びに次項及び附則第3項の規定は、令和9年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 令和9年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、第1条の規定による改正後の新潟県病院事業の設置等に関する条例（次項において「新条例」という。）第5条の3第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後において転入学をした者に係る授業料の額は、新条例第5条の3第1項の規定にかかわらず、当該転入学をした者が属する学年の在学者に係る額と同額とする。